新規条例制定に伴う意見聴取

　以下のとおり、２件の条例制定に伴い、委員の皆様に意見を伺いたいと思います。

１　経緯

　平成２３年度に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律（地域主権改革一括法）」が成立し、関係法が整備されました。これにより、従来、法令で定めていた基準について、国の基準を参考に条例で定めることとなりました。

２　制定する予定の条例（案）

(1)　長久手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める条例

　制定の内容

第１章に総則を規定すること。

第２章に介護予防認知症対応型通所介護を規定すること。

第３章に介護予防小規模多機能型居宅介護を規定すること。

第４章に介護予防認知症対応型共同生活介護を規定すること。

(2)　長久手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

　制定の内容

　　第１章に総則を規定すること。

　　第２章に定期巡回・随時対応型訪問介護看護を規定すること。

　　第３章に夜間対応型訪問介護を規定すること。

　　第４章に認知症対応型通所介護を規定すること。

　　第５章に小規模多機能型居宅介護を規定すること。

　　第６章に認知症対応型共同生活介護を規定すること。

　　第７章に地域密着型特定施設入居者生活介護を規定すること。

　　第８章に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を規定すること。

　　第９章に複合型サービスを規定すること。

３　根拠となる法律

　　介護保険法

　　（指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準）

　　第１１５条の１４

　　第百十五条の十四 　指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。

２ 　前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

３ 　市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第四号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第五号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 　指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 　指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積

三 　介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

四 　指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

五 　指定地域密着型介護予防サービスの事業（第三号に規定する事業を除く。）に係る利用定員

（４～８略）

（指定地域密着型サービスの事業の基準）

第７８条の４　指定地域密着型サービス事業者は、当該指定にかかる事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

　２　前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

３　市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第四号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第五号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

　　一　指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

　　二　指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積

　　三　小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

　　四　指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

　　五　指定地域密着型サービスの事業（第３号に規定する事業を除く。）に係る利用定員

　　（４～８略）

４　条例で基準を定める場合の国の示す基準の類型

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　基準の類型 | 基準の意味 | 主な内容 |
| 従うべき基準 | 必ず適合しなければならない基準。 | 職員配置・職員数居室の床面積運営に関する事項のうち、利用者の適切な処遇、安全確保、秘密保持に関する事項 |
| 標準 | 法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることが許容されるもの。 | 利用定員 |
| 参酌すべき基準 | 十分参照しなければならない基準。地域の実情に応じた内容を定めることが許容されるもの。 | 上記以外のもの・記録整備の保存年限・設備及び備品等の「非常災害」の例示 |

５　主な内容

　(1) 介護保険法第７８条の４及び第１１５条の１４に基づく基準を定めます。

　(2) 従うべき基準、標準及び参酌すべき基準は厚生労働省令の規定どおり定めます。

６　長久手市の考え方

　　現時点では、本市の実情に省令と異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、原則として省令が示している基準を持って、本市の基準とする条例案としたい。

７　今後の予定

　平成２４年１２月議会に上記２件の条例を上程する予定です。また、施行日は平成２５年４月１日を予定しています。